

2 特定給食施設の特徴と管理栄養士の役割

特定給食施設は、以下に分けられる。また、管理栄養士の役割は、各施設で異なることも多い。

a 医療施設

医療法に基づき、入院患者に対し医療の一環として食事（一般食または治療食）を提供し、疾病および病状の回復・改善に寄与する。院内では、医師を中心とした組織の一部として、多職種との連携による傷病者の治療に貢献しており、退院後も、定期的なかかわりが継続される。食事は入院時食事療養・入院時生活療養制度に基づいて実施されている。管理栄養士は、栄養管理業務や給食業務全体の管理を行う。

b 高齢者・介護福祉施設（老人福祉施設）

老人福祉法、介護保険法、医療法などに基づき、施設利用者に対し食事を提供している。利用者の食の楽しみをみだし、健康の保持・増進を図り、QOLを向上させ、心身の自立の援助も兼ねている。管理栄養士は、多職種（医師、看護師、介護支援専門員など）と協働で栄養ケア計画などを立案し、身体状況の保持・向上を目指している。

c 児童福祉施設

児童福祉法に基づき、施設利用者に対し福祉の一環として食事を提供し、児童の心身の発育・発達に寄与する。施設の種類は多様であるが、食事は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に沿って実施される。乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設のうち、都道府県知事が指定する施設には、管理栄養士が配置である。また、対象者および保育者への食に対する啓蒙活動も行う。

d 障害者福祉施設

障害者総合支援法に基づき、日常生活または社会生活を営むために必要な福祉サービスとして施設利用者の特性に応じた食事を提供している。管理栄養士が実施したサービスまたは管理栄養士と関連職種が協働して実施したサービスに対して、障害福祉サービス報酬が加算される。

e 学校

学校給食法などに基づき、小学校、中学校ならびに夜間過程を置く高等学校および特別支援学校において食事を提供している。児童・生徒の心身の健全な発達に資し、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、食育の推進を図っている。管理栄養士は、栄養教諭または学校栄養職員として、学校給食栄養管理者に位置づけられている。

f 事業所

健康増進法、労働安全衛生規則、事業附属寄宿舎規定などに基づき、従業員の福利厚生の一環として食事を提供しており、利用者の食の楽しみをみだし、健康の保持・

増進、QOLを向上させ、労働生産性の向上に寄与する。管理栄養士は、トータル・ヘルスプロモーション（THP）のスタッフとして健康づくりに参画している。

3 給食経営管理とは

給食は、食材料を適切な栄養管理のもと、特定集団の多人数の対象者に継続的に提供する使命がある。給食経営管理では、基本計画に基づき、経営資源を活かした組織を構築しながら進行させていくことを重要視している。

「経営」とは、事業の目的を達成するために、計画的・継続的に遂行し管理することである。そのため、事業主、経営者、管理者らが、事業に関係する3M〔人（Man）・物（Material）・金（Money）〕を基盤として、情報、時間、場所、方法などを考慮のうえ、計画的、合理的、継続的にするいっさいの行為と解される。

「管理」とは、“管轄し、処理すること、取りしきること”とされており、「給食経営管理」とは、給食に関係する3M〔Man（利用者、従業員、納品業者など）、Material（食材料、施設・設備など）、Money（食材料費、人件費、経費、給食費など）〕や、情報、方法などの行為を取りしきり、計画、実施、評価、改善のPDCAサイクルを繰り返す、特定給食施設の設置目的を遂行することである（図1-1）。

給食経営管理は、給食に関わる喫食者・提供者および組織を円滑に動かすために、欠かすことができない管理活動である。

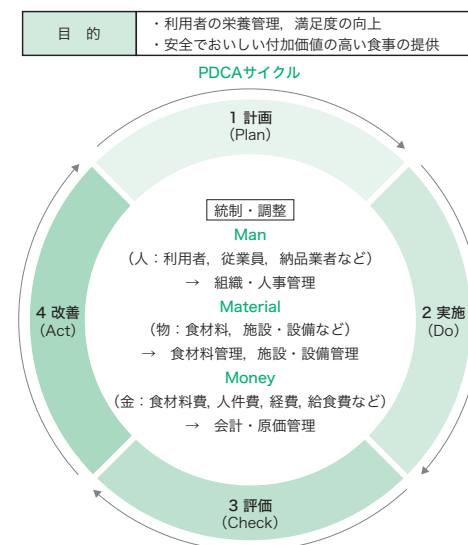


図1-1 特定給食施設における経営管理